

## 越前町部活動地域移行検討委員会設置要綱

令和 5 年 9 月 1 日

教育委員会告示第 10 号

## (設置)

第 1 条 越前町立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校の部活動の地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、越前町部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校における教職員の勤務を要しない日（以下「休日」という。）の部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 休日の部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は 18 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 部活動に識見を有する者
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員会は、前項で規定する委員のほかにオブザーバーを置くことができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱制定後、初めて開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。